

平成20年7月7日
厚生労働省医薬食品局

検証作業の今後の予定（案）

9月以降の本委員会においては、概ね月一回のペースで薬害肝炎事件の検証を議題としていくこととなるが、概ね、下記の手順で進行していくことを想定している。

9月 薬害肝炎事件の経過や問題点について、5地裁判決の指摘を踏まえた説明を、研究班が行う。

製剤の使用実態、感染実態等の状況（検証2）についての説明を、研究班の依頼により、厚生労働省が行う。

上記についての質疑応答、意見交換

10月 問題点が指摘される各時期における薬事制度等関係施策の状況、その後の制度改正等についての説明を、研究班の依頼により、厚生労働省が行う。

上記についての質疑応答、意見交換

11月 それまでの作業を踏まえ、主に検証3（行政の動き）、検証4（医薬品供給事業者の動き）につき、研究班が説明する。

上記についての質疑応答、意見交換

12月 それまでの作業を踏まえ、主に検証5（知見の進展と医療現場での対応状況）につき、研究班が説明する。

上記についての質疑応答、意見交換

なお、1月以降の進め方については、12月までの作業の進捗状況も踏まえて決定する必要があるが、今年度末を目途に検証を踏まえた提言をとりまとめる、というスケジュール感を考慮すれば、1月からは、再発防止に向けた提言についての議論に入っていくことが想定されるのではないか、と考えられる。

（備考）検証の体制について

本委員会は、①第三者機関による薬害肝炎事件の検証と、②医薬品行政のあり方の検討、の二つの役割を担っている。このうちの②については、これまでの審議のとおり、今後とも、事務局である厚生労働省が、資料の作成や説明等を行っていくこととしている。

また、①については、第三者機関である本委員会が、研究班（本委員会の委員である堀内龍也委員を主任研究者とする。）からの報告を受け、その内容を確認・検討することにより、検証を行っていくこととする。

ただし、検証の作業は、既存資料の整理だけでも膨大な量に及ぶことから、研究班からの委託を受けた民間の総合研究所（（株）野村総合研究所）がこの作業に当たることとしている。